大阪府知事**横山ノック殿**

大阪　市長**磯村 隆文殿**

釜ヶ崎（あいりん地区）高齢者対策事業に関する要求

釜ケ崎就労・生活保障制度実現をめざす連絡会

西成区萩之茶屋３－１－１０ふるさとの家気付

当会は本年四月に要求書を提出し、行政側担当者と話し合いを持った。

仕事量の減少、野宿を余儀なくされる労働者の増加を背景としてのことである。釜ヶ崎におけるこれらの事情については、行政側担当者とも認識が一致した所である。

その上で、行政側の述べたことは、次のように要約される。

**大阪市**

１）今ある施設の弾力運営に努め、入所者数を増加させる事で対応する。

２）霞町再開発ビルを特別清掃の就労場所として確保することについては、努力する。

３）現状の清掃事業の枠組みは変えない。

**大阪府**

１）予算がないので現状以上は何もできない。

２）霞町再開発ビルを特別清掃の就労場所として確保することについては、大阪市と相談して福祉センターから働きかけることを検討する。

このような対応では、現在の釜ヶ崎労働者、とりわけ野宿を強いられている労働者の苦難を軽減させることはできないと私たちは考えている。

よって、重ねて次のことを要求する。

**１．**高齢者就労の人員枠を拡大せよ。

**２．**市立更生相談所を訪れる生活困窮者を路上に送り返すことのない対応を求める。

　施設の弾力運用による対応は望ましいものではないが、他に緊急的に取る方法がないとすれば、やむを得ないと言わざるをえない。その方法によれば、市更相を訪れる生活困窮者を、野宿者として路上に送り返すことはないと確約せよ。

**３**．大阪府は予算がなく、金のかかる事ができないのであれば、今ある資産を最大限活用することを考えよ。自ら考え実施できないのであれば、労働者が自主的に行う活動を妨げることなく、黙認すること。例えば、センターのシャッターの一部でも開いていれば、夜露や夜間の雨はしのげる。シャッターも故障することはあるだろう、と、思う。

**４．**以上、緊急時に際し、要求する。これらの要求が、きわめて現実的なものであり、極端に譲歩した緊急避難的なものであることを深く考慮され、回答されることを要求する。

**５．**５月２８日までに回答されたい。

1997年5月19日 以上